

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税(町県民税)の賦課、または調査に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

甘楽町は、地方税(町県民税)の賦課、または調査に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

甘楽町 町長

公表日

令和7年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税(町県民税)の賦課、または調査に関する事務
②事務の概要	地方税法、その他地方税に関する法律及びこれらに基づく条例のうち、個人住民税に関する賦課事務、減免事務、台帳管理事務、証明発行事務。
③システムの名称	個人住民税システム・申告支援システム・団体内統合宛名システム・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・番号法第9条第3項 ・番号法第19条第9号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 (別表第二における情報照会の根拠):27の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	甘楽町 総務課 行政係 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161番地1 0274-74-3132
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	甘楽町 住民課 住民税係 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161番地1 0274-64-8312
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底を厳守している。また、事務取扱者を限定し、人的ミスが発生しないよう複数人で確認作業を行うこととしている。		
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	対象のシステムを使用する職員は限定されており、随時適切に管理を行っている。また、システムにログインするには、「ユーザーID」「静脈認証」「パスワード」を必要としている。その上で、不正操作がないかアクセスログを記録し、必要な場合は分析を行うことになっているため、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考える。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月6日	公表日	2015/2/26	2019/1/1	事後	
平成31年2月6日	I 関連情報 5 ②	住民課長 飯塚 章	住民課長	事後	
平成31年2月6日	II しきい値判断項目 1	平成26年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年2月6日	II しきい値判断項目 2	平成26年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年2月6日	IVリスク対策	旧様式	新様式	事後	
令和3年9月1日	公表日	2019/1/1	2021/9/1	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 3	・番号法第19条第8号	・番号法第19条第9号	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4	・番号法第19条第7号	・番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 7	甘楽町 総務課 行政係 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161番地1	甘楽町 総務課 行政係 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161番地1	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 8	甘楽町 総務課 行政係 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161番地1	甘楽町 住民課 住民税係 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161番地1	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1	平成30年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 2	平成30年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和7年7月1日	II しきい値判断項目 1	令和3年4月1日	令和7年4月1日	事後	
令和7年7月1日	II しきい値判断項目 2	令和3年4月1日	令和7年4月1日	事後	
令和7年7月1日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		追加記載事項	事後	
令和7年7月1日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		追加記載事項	事後	